

化学物質・汚染物質専門調査会における審議について

○ 化学物質部会

(1) 審議対象

食品の製造や調理の過程で生成される化学物質

(2) 審議状況等

- ・ 評価実績なし
- ・ ファクトシートの作成
アクリルアミド、クロロプロパノール類、トランス脂肪酸^{*1}、
フランなど。

^{*1} 平成 18 年度に食品安全委員会が調査した国内の食品中のトランス脂肪酸含有量と摂取量の推定結果について審議し、ファクトシートを作成。なお、2010 年 3 月に食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定し、現在、新開発食品専門調査会で審議中

○ 汚染物質部会

(1) 審議対象

自然界中に存在し、環境中から食品に取り込まれる化学物質（汚染物質）

(2) 審議状況等

- ・ 評価実績 メチル水銀、カドミウム
- ・ 評価審議中 鉛^{*2}、ヒ素

^{*2} 本調査会及び器具・容器包装専門調査会の専門委員と外部からの専門家で構成される「鉛ワーキンググループ」で審議

○ 清涼飲料水部会

(1) 審議対象

清涼飲料水及び水道水に含まれる化学物質及び汚染物質

(2) 審議状況等

評価実績等（別紙）

清涼飲料水の審議状況等について

平成 23 年 12 月 22 日現在

答申済み（30 物質）

<2007. 3. 15 答申>

・四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン
塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、塩素（残留塩素）

<2008. 4. 17 答申>

・1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ホルムアルデヒド、メチルセブチルエーテル、銅

<2008. 6. 19 答申>

・亜塩素酸、二酸化塩素

<2008. 9. 25 答申>

・カドミウム

<2008. 11. 6 答申>

・ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、臭素酸、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トルエン

<2009. 8. 20 答申>

・クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタン

<2010. 10. 19 答申>

・シアン

部会審議終了（12 物質）（幹事会へ上程）

<2010. 8. 6 清涼飲料水部会>

・クロロ酢酸、ジクロロ酢酸

<2010. 10. 25 清涼飲料水部会>

・トリクロロ酢酸、アンチモン

<2010. 12. 16 清涼飲料水部会>

・ニッケル、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素

<2011. 1. 31 清涼飲料水部会>

・水銀、バリウム

<2011. 2. 21 清涼飲料水部会>

・フッ素、セレン、ホウ素

審議中（6 物質）

<2009. 8. 17 清涼飲料水部会>

・六価クロム

<器具・容器包装専門調査会>

・フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）

<自ら評価>

・鉛（鉛 WG）、ヒ素（汚染物質部会）

<2010. 12. 16 清涼飲料水部会>

・ウラン[※]

<2011. 1. 31、2. 21 清涼飲料水部会>

・マンガン

（※）ウランについては、「食品中に含まれる放射性物質」に係る食品健康影響評価が審議され、平成 23 年 10 月 27 日に厚生労働大臣に通知されている。